

【資料3】



れいわがんねん  
**令和元年（2019年）11月**

ほっかいどう  
**北海道**

# 障害者差別解消法認知度調査結果について

## 1. 調査目的

障害者差別解消法が施行されて3年以上経過したことを踏まえ、障がいのある方ご自身やそのご家族、障がい福祉に関する方などに障害者差別解消法がどれだけ認知されているか把握するため認知度調査を実施した。

## 2. 調査対象者

障がいのある方、そのご家族、障がい福祉関係者など

※ 障がい福祉関係者の家族も含めて幅広く実施。

## 3. 調査期間

令和元年(2019年)8月1日(木)～令和元年(2019年)8月31日(土)

## 4. 調査項目

1. あなたの性別を教えてください。
2. あなたの年齢を教えてください。
3. あなたと障がいのある方との関係を教えてください。
4. 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか？
5. 平成30年12月に認知度調査の結果を元に学校教育教材を作成し、全道の小中学校、特別支援学校に周知しています。知っていますか？
6. 障害者差別解消法が施行されて、あなたの生活や仕事に何か変化を感じますか？
7. どのような変化があったのか具体的に教えてください。
8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

## 5. 回答方法

(1) 北海道電子自治体共同システム簡易申請

(2) FAX(※郵送)

※ インターネットやFAX環境がない方については、郵送により提出

## 6. 調査結果

詳細は「別紙2」のとおり

・ 2,750件の回答があり、うち簡易申請898件、FAX(郵送含む)1,852件。

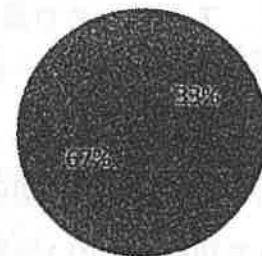
- ・回答者の性別は、男性42%、女性57%と女性が若干多い。
- ・回答者の年代については、40代が他の世代に比べ若干多く、次いで50代、30代、60代、20代、70代、20歳未満、80代以上という順。
- 平成30年度調査結果と比較した結果、年代の順に30代と60代、20代と70代の間に入れ替わりが生じている。
- ・回答者の障がいのある方との関係については、福祉関係者が1,011人と最も多かったが、次いで知的障がい当事者543人、親520人といった順となった。
- 平成30年度調査結果と比較した結果、4位以下の順位に変更が生じている。(例として、令和元年度4位：精神障がい当事者、平成30年度4位：行政職員等)
- ・知的障がいのある方からの回答が多いのは、調査対象となっている施設などが利用者に対し、広く調査を実施していただいたことが考えられる。
- ・障害者差別解消法の認知度については、「内容も知っている」が30%、「名称は知っている」が30%、「知らない」は39%で、法を認知している方は60%という結果になった。
- 平成30年度調査結果と比較し、「内容も知っている」が4%減少、「名称は知っている」は1%減少、「知らない」は6%上昇。これに伴い、法の認知度は5%減少という結果になった。
- ・学校教育教材の認知度については、「知っている」が14%、「知らない」が84%、「実際に教材を使用した授業をしたことがある」が1%、「実際に教材を使用した授業を受けたことがある」が0%という結果になった。(今回調査で新設された項目のため、前年度結果との比較は無し)
- ・障害者差別解消法施行後に変化を感じているかという設問に対しては、「感じる」が12%、「感じない」が82%と感じていない方が多い状況。
- 平成30年度調査結果と比較し、「感じる」は変化無し、「感じない」が2%上昇。
- ・「感じる」と答えた方の多くは福祉関係者で、「合理的配慮」という言葉を耳にしたり、実際に見る機会が増えた、研修が増えた等の意見が上げられた。
- ・今後、この法律をより多くの人に知ってもらうための取組については、新聞、テレビなどのマスメディアの活用といった意見が多く寄せられたほか、講習、講演、勉強会といった催しの開催、小学校等、教育段階からの啓発といった意見がみられた。

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう にんちど ちょうさ ちょうさ けつか  
**障害者差別解消法 認知度調査 調査結果**

かいとうすう  
**回答数**

回答数(N=2,750)

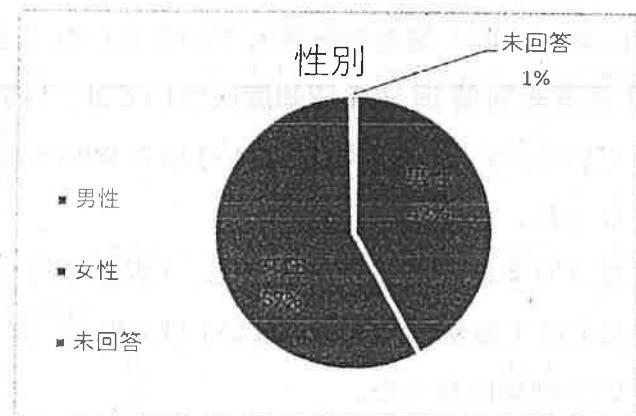
ほっかいどうでんじ じちらい きょうどう かんい しんせい 北海道電子自治体共同システム簡易申請	898
yūsō FAXまたは郵送	1,852
けい 計	2,750



■ 北海道電子自治体共同システム簡易申請 ■ FAXまたは郵送

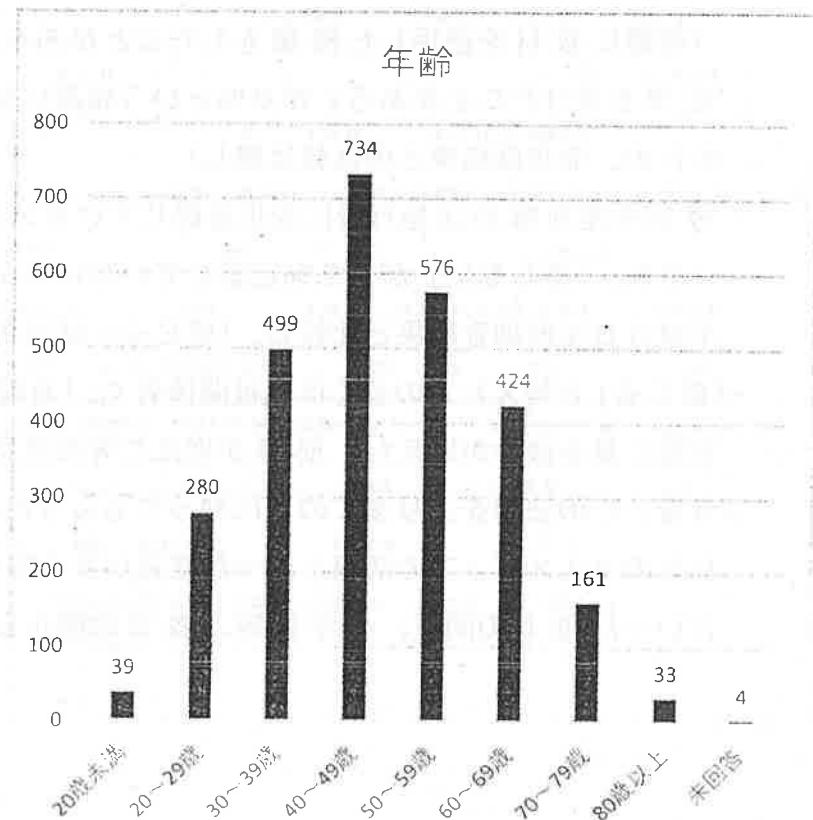
とい  
**問1. あなたの性別を教えてください。**

だんせい 男性	1,156
じょせい 女性	1,579
みかいとう 未回答	15



とい  
**問2. あなたの年齢を教えてください。**

さいみまん 20歳未満	39
さい 20~29歳	280
さい 30~39歳	499
さい 40~49歳	734
さい 50~59歳	576
さい 60~69歳	424
さい 70~79歳	161
80歳以上	33
みかいとう 未回答	4



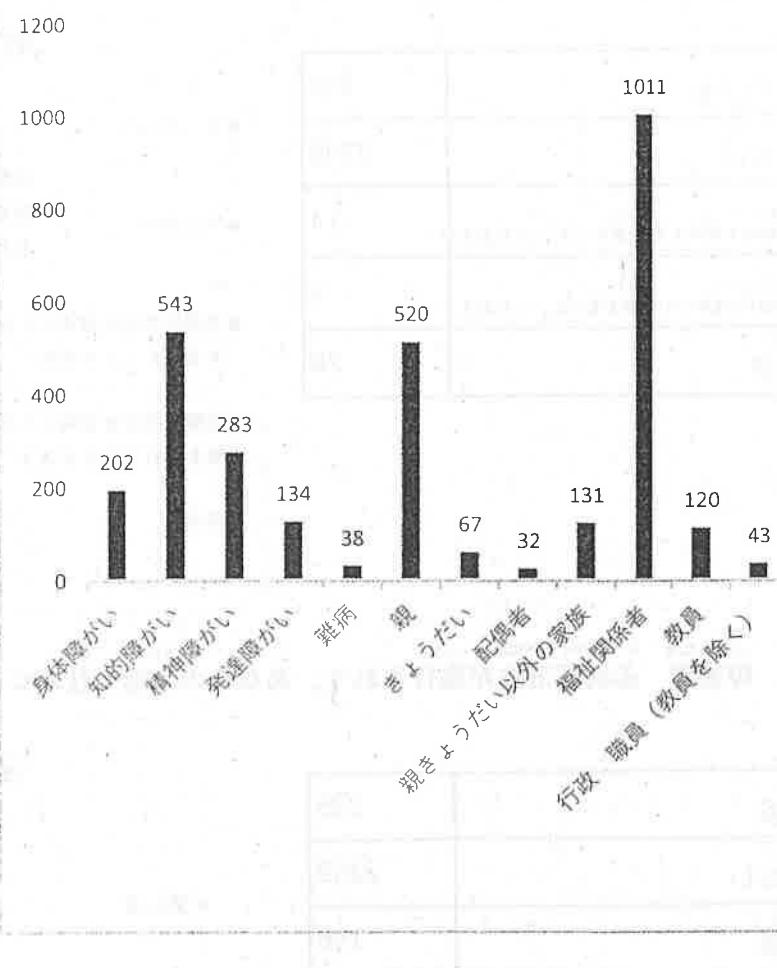
とい しょう かた かんけい おし

### 問3. あなたと障がいのある方との関係を教えてください。

かいどう すべ せんたく  
※ 該当するもの全てを選択

しんたいしよう 身体障がい	202
ちでき しょう 知的障がい	543
せいしんしよう 精神障がい	283
はったつしよう 発達障がい	134
なんびょう 難病	38
おや 親	520
きょうだい 兄弟	67
はいぐうしゃ 配偶者	32
いがい かぞく 親きょうだい以外の家族	131
ふくし かんけいしゃ 福祉関係者	1011
きょういん 教員	120
ぎょうせい しょくいん きょういん のぞ 行政 職員 (教員を除く)	43

### 回答者の属性

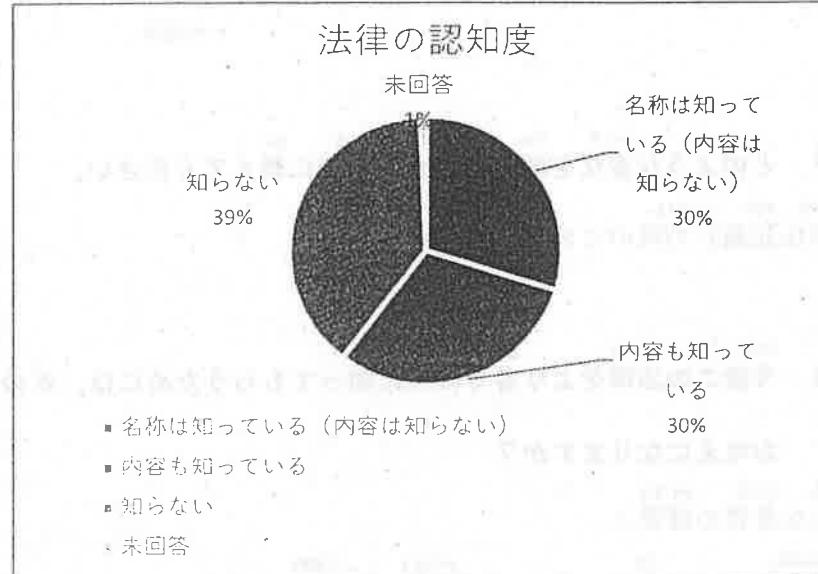


とい へいせい ねん がつ せこう し  
問4. 平成28年4月に施行された「障害者

さべつ かいしょうほう し  
差別解消法」を知っていますか？

めいしょう し 名称は知っている (内容は知らない)	819
よう し 内容も知っている	842
し 知らない	1070
みかいとう 未回答	19

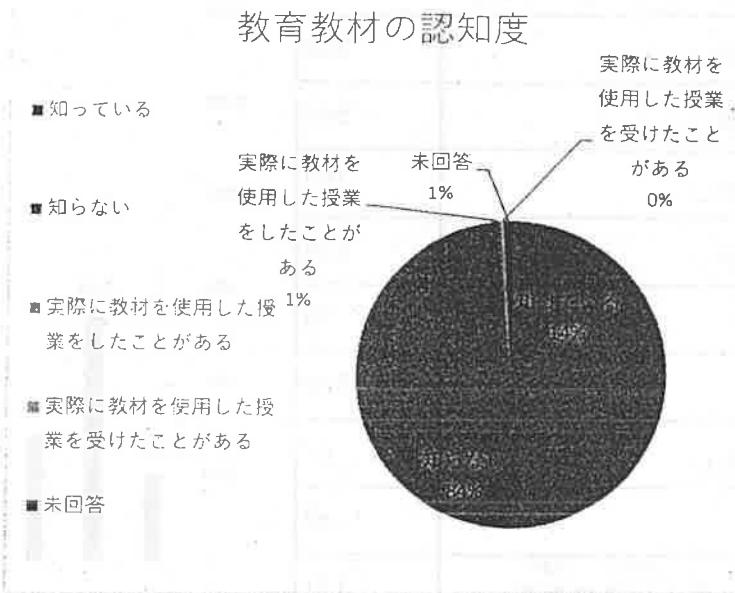
### 法律の認知度



問5. 平成30年12月に認知度調査の結果を元に学校教育教材を作成し、全道の小中学校、

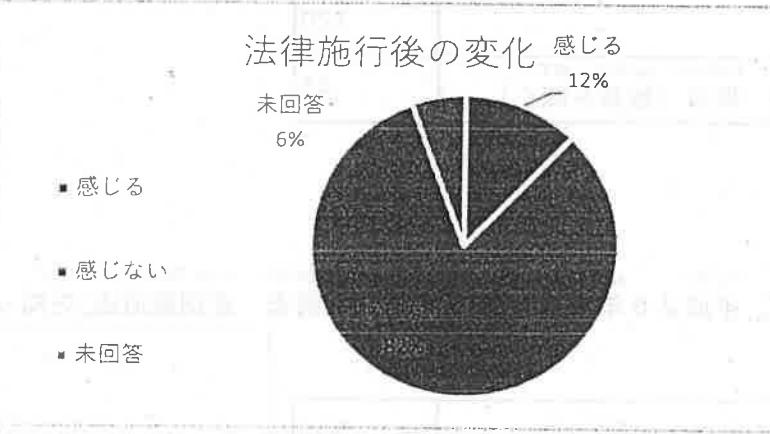
とくべつしえんがっこう しゅううち し  
特別支援学校に周知しています。知っていますか？

し 知っている	397
し 知らない	2306
じゅさい きょうざい しよう じゅぎょう 実際に教材を使用した授業をしたことがある	14
じゅきょう きょうざい しよう じゅぎょう 実際に教材を使用した授業を受けたことがある	5
みかいどう 未回答	28



とい しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう しこう せいかつ しごと なに へんか かん  
問6. 障害者 差別解消法が施行されて、あなたの生活や仕事に何か変化を感じますか？

かん 感じる	335
かん 感じない	2259
みかいとう 未回答	156



問7. どのような変化を感じたのか具体的に教えてください。

じゆう きさい べっし  
(自由記載) 別紙のとおり

問題8. 今後この法律をより多くの人に知ってもらうためには、どのような取組が必要だと

お考えになりますか？

おも いけん がいよう  
＜主な意見の概要＞

- しんぶん とう かつよう こうぼう  
○ 新聞・テレビ等のマスコミを活用した広報
  
  - こうしゅう こうえん きかい かつよう しゅうち  
○ 講習・公演・イベントなどの機会を活用した周知
  
  - しょうがっこうどう きょういいくだんかい けいはつ とう はいふ  
○ 小学校等教育段階からの啓発（リーフレット等の配布）
  
  - しちょうそん こうぼうし ちようないかい かいらん かつよう ちいき しゅうち  
○ 市町村広報誌、町内会の回覧を活用した地域への周知

問7. どのような変化があつたのか具体的に教えてください。 (一部抜粋)
職場に障害者が配属された。
福祉関係領域と教育の領域については、合理的配慮という考え方が少しは浸透してきたように感じる。
「合理的配慮」についての研修等での周知や、事業所（現場）での勉強会や周知をする上でのきっかけとなり、福祉関係者には理解が広がってきてていると思える。
「ヘルプマーク」などの「ピクトグラム」が公共交通機関で表示されているので、優先席に座れることができた。若年者の方が席を譲ってくれることが多くあった。（園児や小学生なども）
「合理的配慮」という言葉がよく聞かれるようになったので。
「合理的配慮」について議論したり、整理をしたりすることが増えたように感じる。
・権利擁護や虐待防止研修が増えた・事業所の虐待防止委員会の活動回数が増えた
・合理的配慮という言葉をあらゆる所で耳にするようになった。・PCやタブレットなどを活用して、誰れでも簡単に操作できるものが増えた。
・自分以外の障害をもつてゐる人の気持ちを知る事が出来た・色々な人と話したり生活など全て勉強できた
・自分自身の抑止だったり他の人の行動や指導につながっていると思う・他職員も気を付けている様に感じる面がある
・障害者用のトイレが増えた・飲食店でバリアフリー対応している店が増えた
第3者が見ても適切な対応、声掛けなど気をつけている・本人達の気持ちを尊重した考え方
・養護学校高等部や高等養護学校（高等支援学校）の受験内容が障害の程度や種別にかかわらず選択できるようになった。
・主に公的な講演会で手話等で配慮していることが多くなった。
・雇用への義務づけ
・高等部受検の変化
・障害をお持ちの方が「合理的配慮」を根拠にして、差別的な扱いに対して声をあげやすくなっている。一方で差別が依然残っており、解消されるまでには道半ばであることも実。
・障害をお持ちの方が教育・福祉の制度を利用するにあたり、障害者差別解消法の内容が少しずつではあるが浸透しているように感じる。
・職場でもこの法律の名前を聞くことが多くなり、法律に基づいた行動が求められるようになったと感じています。
TVとかラジオ又はインターネットで広めて取り組んだ方が良いと自分は判断します。
言いかけるとき、言葉使いに気をつけるようになりました
意識が高まつた。
以前に比べると色々な施設が増えたのでは。
以前の勤務先で優先的に障害者の雇用を始めた。
以前の自分に対しての部分的な周りの人たちからの嫌がらせの内容が少し減ったような気がします。数年前から今に至りますは大分周りの人たちに慣れてた気もします。自分の事について周りからの人たちへ理解が広がって来ました。
以前はご利用者に私自身が勝手に身内の感覚でフランク接していたが、当法施行後は、馴れ合いにならない様に気を引きしめる事が出来る様になった。
今まで行っていた支援が、福祉サービスを使用されている方に対して、差別的な支援であつたりするのではないかとなかなか踏み込んだ支援ができているように感じる。
いろいろな事が混同して、解釈が曖昧
いろんな所に障害者施設が増えた。障害者の母親が、働くことも含めて社会に参加している。
うたうところ
うちは高機能の発達障がいで、早期療育のお陰で余り他人に迷惑かけることはなくなりました。ただ精神面や対人関係がうまく作れず苦労することが多いです。
小学校では障がいに対しての理解が進み柔軟に対応してくれていた。先生によっては微妙なところあったが、その都度校長先生が対応してくれていた。また親向け先生の講習会等も聞き周知を計り、発達障がいにたいしての理解を広げてくれていた。
ただ中学校では支援クラスの先生達も理解できなく、対人関係が苦手な子に対して、友達とのトラブルは自己解決するもので大人が入るのは出来ないと突き放しお願いしたことに対するはただの甘やかしではないかと避難されることが多くなった。
また本人が真剣に悩み相談したことに対して、それぐらいは大したことないと言い、相談にも乗ってくるない先生達に対しての不信感から、子供は学校を辞めたいと言っている状況です。
本当に全小中学校に周知されているのか疑いたくなります。
またある児童デイではお母さんはお金のために子供を障がい児にしたんでしょ。と投げ掛けられました。まさか福祉関係の方に言われるとは思いませんでした。
各学校、各事業所に任せきりにするのではなく、周知されたか、指導者や経営者が理解しているか確認作業等も行ってほしい。
駅のホームに列車との段差をなくす為の板が設置された。
会社でも差別解消に向け研修や意識を高める研修を行っている
外出をしても、まわりの目が気にならなくなつた。まわりの人も障がい者ということで、じろじろと見ることが、なくなってきたと思う
かわてました卒業したいませんで動くきました
感じるが具体的にはわからない
奇形児あつかいされてる。
きっちんどうでもお弁当の数がだんだんおおくなつくると、たいへん忙しくなるように自分自身も思つてくるようになつたように思つています。じゅんびもしなくてはならないし、いろいろとたいへん思つていますけど、今はいっしょけんめいがんばつていかなければ思つてはいるように思つています。
虐待について取りあげられる事が増えた
行政（役所）の窓口で障害について伝えるよう案内がおかれた。簡単な手話単語の紹介、DVが役所で流されるようになった。
行政の窓口対応が、非常に良くなつた。
業務にあたつて支援内容などがより厳しくなつてゐる
業務の中で差別解消法の主旨である「合理的配慮」について耳にする機会が増え、意識するようになった。またご利用者を始め、障がいを持つ方々の権利を守ることを通して、日本国民としての義務や権利等について考えるようになった。
現在もアパート契約時障害者不可が9割をしめている。この現状を解決してほしい。
研修会が増えたり合理的配慮という言葉が当事者又は事業者などから耳にするようになつきました
公共電波での解説、専門の方の意見等で、経験のない方に知つてもらえる様になつたと思いますが、まだまだ理解されにくい所も多いと思います。
公共交通機関を利用した時に体の不自由な方には親切にしてくれました。
公的機関において、ハード面及びソフト面など配慮がみられる様になつた。
公共交通機関（特にバス）の対応が良くなつた様に思う。
合理的な配慮について考えるようになった。
合理的配慮、意思決定支援という考え方方が福祉の現場に入ってきたので日常の業務（障がい児支援）の中で強く意識している。
合理的配慮が感じられる場合が多くなりました。
合理的配慮などについて考える。今まで（研修等）が増えた。
合理的配慮について、意識して行動することや入材多くなってきたと思う。
合理的配慮の熱に、他にやり方はないかなと、周りと話し合ながら、必要な工夫や、アイディアを出し合つて、そのやり方を考えるようになった。
合理的配慮の提供に関する意識の向上（主張）認証者の講演会での配慮ヘルプマークの取扱
個人レベルでの意識の改革が必要だと感じます。

問7. どのような変化があったのか具体的に教えてください。 (一部抜粋)
この法律が出来た事で「差別」の認識がなされました。知らずに行っていた差別と思われる行動。本人の意思を良く理解しようとせず都合の良い（支援者・親にとって）事をしていました。差別がいじめやハラスメントに繋がると思われ他社への働きかけや自分自身の物の考え方方に気をつける様になりました。
このようなアンケートや差別に関する研修やセルフチェックなどのすることが増えた
この法律を根拠として、相手に対して要望や要求をしやすくなった。
コミュニケーションなどの相手との接触の機会に、相手を思いやる気持ちが繊細になった。
ご利用者に対し、より、丁寧で細やかな説明等が以前より必要となった。
ご利用者への言葉づかいや対応方法について振り返りより丁寧な支援を心がけるようになりました。
札幌市から委託を受けている相談支援事業所であるが、毎月提出する実施状況報告書に「障害者差別解消法に関する相談シート」があり、なかなか上がる事例はないが、「考える」ことを毎月所内で行っている。
差別事例ではないかと問い合わせ
差別と思っていたいなかった言動や行動が、じつは差別ではないか、と考えさせられる時間が増えました。
差別について考えて行動するようになつた。差別について話すようになつた。
様々な施設がバリアフリー化に対応するようになつた。車イスでも、山かけやすくなつた。たくさんの入ごみの中に行つても、邪魔者扱いされなくなつた。
自衛隊の仕事をやめざるおえないほど、父に、もうわるいことばかりして、上司がめんどうみきれなく、そら入院だと、隊内のえいせいたい、ゆわれたのに、カクリして、24時間ねせなかつた。1ヶ月つづいた
支援における心づもり。障がいは個性であり、その人らしさとみとめてその人らしい生活ができるよう支援をしています。
事業所としては、障害者差別解消法の研修をしています。緊急時の対応等のマニュアル作成をしています。
施行される前後、ニュースで見ることが有つた。メディアの力は大きいので、期待できると感じた。町民の意識が変化したなと思ったことに、正しい認識の判断有無が分からぬが法律の名前を知つてゐる方がいた。
施行当初は、周知活動など活発で多少の変化は感じたが、現在は、生活中であまり感じない。しかし、仕事の面では合理的配慮を含め、虐待防止法とからめ施設の中で考える機会は多くなつてゐる。
仕事がうまく出来なかつた
仕事でのスタッフの利用者に対しての対応が良くなつた。作業がやりやすくなつた。
仕事にかんする事ぐらい
仕事に役立つてゐると感じるが、まだまだこれから勉強していきたい。
仕事の中では施設内外の研修で、法律について聞く機会が増えた。また、行政機関、医療機関、店舗等の対応について、より気にかけるようになつた。
仕事は一所懸命しているようですが給料をもらうと二週間位でつかははだし、その後は親が毎日の弁当代を出してあげなくてはならない
仕事面では職場全体のご利用者様への対応が今まで以上に良くなつたと思います。今までもちろんプロ意識を持って支援していましたが、言葉掛け一つ取つても丁寧さが増した様に感じられます。勉強会の機会が増え、職員が参加した研修のフィードバックもしっかり出来ていることも要因の一つと思われます。
仕事を頑張る
仕事を通じて制度に関する理解を深めたり、研修会等の開催にあたり、よく耳にしたり、聞いたりすることが多くなつた。
施設全体での職員への教育意識が高まつた
施設で働いている職員も、自分の仕事を改めて考え直すことができた。
施設内研修等で終了後現場の部署で具体的な方法や考え方の確認や実施された
社会全体が周知しているとはまだ思えないが、偏見の目で見る人が以前より少なくなつてゐる様に感じた。
就労先が増えた
障害者が強くなり権利を主張できるようになった。
障がい者雇用がとても多くなり、社会の中に少しずつ福祉の輪が出てきているのかなと感じる。
障害者差別解消法制定前より、支援には配慮が重要だと教わつてきましたが、より具体的に適切な対応を迅速に行つうのが急務だと感じる。
障がい者差別解消法について学ぶ機会が何度かある
障害者差別解消法の施行に伴ない、行政機関の取り組みが進み、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正等とも合わせ、障害者の就労支援対策事業実施へ向けての気運も高まつてきました。
障がい者差別の言葉を多く聞くようになった
障がい者施設での教育、接し方への差別に対する勉強会等の指導等の機会も増え、現場での人権問題や危機感、緊張感を持って働く事に対する教育も自覚し、責任ある行動をし、安心感ある福祉へ向かっていると思いました。
障害者と健常者がともに過ごすのは、簡単なことではありません。でも障害者に対する感じ方も変わりました。
障がい者に対する権利擁護意識がさらに深まつた。
障害者に冷たい目で見られる、つらさは今も変りがない。思いやりの心をもってほしい。
障がい者にとって、働ける場が増えたように感じます。又この法により、職員の意識も変わっています。
障害者にやさしい政治、商品と商品の間がせまつたりした。バリアフリーにして欲しい。
障害者の権利主張が強くなつたと感じる
障がい者の権利擁護について触れ、学びなおす機会が増えたと感じます。福祉協議による研修にも内容的にもり込まれる部分が増し、法人内研修等でも議論する機会が増したと感じます。
障害者の生活が明るくなつたと思います。
障がい者の接し方
障害者福祉にも小中学校に行って来ました。
障がい者への配慮で、やりすぎかと思っていた部分も合理的配慮を促して行う事ができるようになった
障がい者を雇用する際に障がいを理由に差別をしないよう職場も配慮するようになったと感じられた。
障がいのある方への支援をより、当事者視点で考えるようになつた
障害の有無にかかわらず、共生できる社会となれるよう、職場のみならずかんがえられるよう心掛けている。
障害の特性や配慮や支援するポイントなどを皆で話し合いなどと行つてます。
障害を抱えた方々への言葉使いや接し方が変わつた。（障害者支局に従事する関係機関と関わる中で感じた）
障がいを持つ方の支援の際、特に外出してお店に行く際などに法があることで、少し心強い気持ちで支援ができるようになりました。
小学生の孫が自然に障がいのある方へのサポートのしかたを口にするのを聞き、今、小学校ではこういう教育も行われている事を感じました。私が福祉関係の仕事をしている事もありますが、子供の頃から学ぶ事で「特別」な事ではなくなると思います。
講演で話し合う機会が増え、意識して利用者の方と関わることが出来ているように感じる。
職員においても、その対象として考えていく必要があるため、周囲にたいしても、協力を求めやすくなつた。
食事は、たくさんものを見てほしいと思います。風邪や流行性んき注意して、楽しい仕事や生活を頑張っている。
職場採用が増えました。
現場内で周知方法について、工夫した提示内容等を検討した。
施設内の気運がある
看板など、看板の掲示や配布を通して、周知する機会が増えた。（以下略）

問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

(一部抜粋)

そもそもとして、小学校または中学校の授業の一つとして行うことを義務化して実施する。実施に当たっては、様々な伝え方の工夫や精査しなければならないことがあると思います。

テレビやパンフレットなどでは、目にするようになったと思います。具体的には、街に出てもあまり変化は感じません。

特に田舎では、感じられないようになります。障害者差別解消法への予算を優先させて、2020年オリンピックやパラリンピックまでに、バスや電車に乗る時の、乗りやすさを具体的にしてはどうでしょう。標識や看板にルビを振り、知的障害の方にも優しい案内など。道徳や倫理社会などの授業で、学ぶ機会をつくるなど。

まずは、行政機関の職員に周知徹底をするべきだと思います。

事業所から言わせてもらうと、役所の福祉課の対応は全く合理的配慮がされていないと思います。障害者の代弁として事業所から話しても、全く聞き入れる体制が出来ていないし、対応が悪すぎると思います。

マスメディアを利用し、恒例に関した活動、法令によってできることになった活動などを実際行っている場面などを紹介していくことで知ってもらえるのではないかと思う。

まだ、社会的な認知がされていないと、具体的にこの法律に関わるどういった事例がこれまであって、どのような対応をしたのか等情報が圧倒的に少ないと感じる。

やはり教育でしょうか？小中学校の義務教育の段階から、障害者差別解消法の話を子どもたちにしていく。これは、身体・精神・知的障害だけに関して理解を促すという狭い視点ではなく、発達障害・LGBT・虐待・貧困等々、様々な困りごとに対しても共通する考え方という広い視点での話にしたい。つまりユニバーサルな視点での教育が必要。

一方、教える側の教員への教育も同様に必要。次の時代を担う子どもたちを育てる教員こそ、障害者差別に対する教育が必要。

施行されても未だに虐待の事件が発生しており、まだまだ周知、一般化されていないように思います。

各公共の施設や、福祉関係の施設への掲示物やパンフレット等の設置はされていると思うのですが、実際に受けているかもしれない人々やその周囲の人たちがそういう施設付近にばかりいるとも思えません。

もっと身近な買い物するような場所であったり、道すがら、テレビなんかでもいいんですが、そういう方法が増えると認知度もあがるかなと思います。

福祉関連の事業所であっても、小さな規模の事業所などでは、研修も正確には出来ていない場合があります。

出張研修等、必要ではないでしょうか。

言葉遣いからなっていない事業所を見ると、非常に残念だと思います。

「知ってるつもり？」で障害者の方々をやっているので、その方の生涯を学んでいくべきだと思います。日本画家の大石純教さん達の生涯を多々学んでいくべきだと思います。

「障害者差別解消法」を知っていますか？などのポスターを貼るなどし興味をあおる。（内容は興味があったり、気になると自分で調べると思う。）

「障害者差別解消法」についての内容が分らないので、もっと広く皆に知らせてほしい。

「名前だけしってる」という人が多うと思う。広告動画などがYouTubeでみれるようにした方がいいと思う。

「差別が無くなるように」と設けられた法律かもしれません、障害の程度によっては区別(差別は有ってはならない)が必要で、障害者側もその人に関わる側も、この法律に縛られる事の無く柔軟な対応が出来る様に、いつでも気軽に相談出来る窓口が必要だと思います。

「差別解消」「合理的配慮」という言葉そのものがわかりにくい。ルビや手すりなど目に見えることは理解を得られやすい。

しかし、日常の支援のあれこれについては、具体例をもっともっと広報・解説する必要があると思います。

【5】番の学校教育現場での周知はとても良いと思います。子供たちより高齢者やある程度の年代以上の理解が足りないと感じる。町内会単位で周知に務めてはどうか？

テレビCMなどの啓蒙活動、わたしたちみたいな福祉関係者は職場で知る方法、機会があってもよいのでは？

・ABCのコマーシャルのように、シンプルでメッセージを伝えるものを流す

・SNSで簡単な内容の説明の漫画などをアップする

・学校関係（幼・小・中・高・大学）への出前講座

・著名人の発信など

・NHK教育テレビ「バリバラ」のように、今までタブー視されていたような内容もぶっちゃけて話すテレビ番組やネットTV番組で発信していく。

・「行列のできる法律相談所」のような番組で“障害者差別解消法”をとりあげる。

・TVにひんぱんに取り上げたり・ポスターはったりしたら良いと思う

## 問8. 今後、この法律をより多くの人に知ってもらうためにはどのような取組が必要だと思いますか？

### (一部抜粋)

・一番に思うことは障害を持った本人が、日常生活を送るうえで非常に不安を抱いていることです。障害を持ってしまった事でそういう日常生活に支障をきたさないよう様々な福祉サービスを受けられるようになっていますが、そのほとんどの制度が本人からの申請によるものです。本人からの申請がなければ様々なサービスを受ける事が出来ないのが現状です。実際、障害を持った本人は自分がどのようなサービスを受けられるのかもなかなか知り得ません。そこで、身体障害者、知的障害者、精神障害者、他様々な障害を持った方に直接その人が受けられる可能性のあるサービスの一覧を作成し、送付する事が必要かと思います。それを知る事によって官公庁、市町村等に問い合わせもしくは実際に赴いて話を聞く事がはじめて出来ると考えます。・認知度の普及に関しては、インターネット、様々な場所でのポスター告知等ありますが、必ずしもインターネットを利用できる環境、知識があるとは思えませんし、ポスターにしても目に留まるとは限りません。ですので、簡易的な無料配布の小冊子等で本人、ご家族へ郵送。福祉関係者、学校教育関係者などへも郵送。官公庁、市町村等窓口など目に留まる場所への設置など考えられます。・一番の普及はインターネットではなく、マスメディアを利用する事。具体的にはTV番組で取り上げるなどより多くの方に見てもらえる方法が良いのではないかと思います。

・今行っている取組を地道に続けていく。  
・パラリンピックの盛り上げ、障害者への関心を高める。  
・色々な障害など大人だけではなく子供の障害をもっと周りに知ってほしい・障害者がやっているスポーツなどをもっととりあげほしい・障害者が一般就職にとけこめる環境をもっと増やして欲しい  
・企業等に周知する・道民の人々に広く知ってもらうため道で主催するイベントや町内会で主催するイベントや町内会等に周知してほしい

・市の広報などに掲載する・啓発用のポスターやステッカーなどを作成し、事業所やお店に配布、従業員や利用客にみてもらう  
・障害のある/なし関係ない地域の活動が必要だと思う。お互いを知るきっかけが大切。・特別支援学級があることで良い面もあるが、差別にも繋がっていると感じる。普通級と遊びたいてもクラスへ行けず、廊下をウロウロしてしまう児童もいる。  
・セミナーなどで内容をくわしく説明する・参加出来ない人のためのパンフレット配布・インターネットでの公開  
・テレビCM・福祉の事だからと真面目に伝えすぎず、面白く、なおかつわかりやすく、伝える必要があると思う。特に小中学生には、真面目すぎると興味をもたれない。

・テレビのCMにて周知してもらう・内容をわかりやすく書いてある冊子を事業所や本人・家族に配る  
・ニュースや新聞で取り上げる・研修を増やす  
・ヘルプマークを持っている障害児者が増えたように捉えているが、ヘルプマークを知っているため意識が向いているという状況もある。「合理的配慮」という言葉もそうであるが、知っている人が意識できていることと、「知らない」ことで「実感できていない」ことが多数あると捉えている。知る・触れる・関心を持つ段階を通じて促す取り組みが必要だと思う。

タイミング的には、2020東京オリンピック・パラリンピックがある。テレビでよく目にするようなオリンピック競技の選手とパラリンピックの選手とで、障害の有無を問わずに誰もが楽しめる内容でのイベントがあるとよいと思う。積極的に地デジ電波などに取り上げてもらいたいと思う。

・北海道でも、車いすで観光されている方が多くみられるようになってきたと思っている。しかし、残念なのは、観光スポットにおいて車いすの方の往来する通路をふさぐ、車いすの方の目線をふさぐといったことがよく起きている。「おもいやり」や「おもてなし」を持つ国民性として世界に発信している一方で、障害者には優しくない部分は少々残念である。

海外などでは、車いすの方が優先され、絶景ポイントの場所でも車いすの方のコースや展望場所の優遇もある。駐車スペースやトイレだけの切りとった部分だけ配慮すればよいという問題ではない。交通産業や宿泊業界等々の民間企業などは努力義務の範疇であるが、外国人に対する接客手法だけではなく、礼節や接遇などから、障害者差別解消を学んでほしい部分もある。

・学齢期から障害者に対する接し方の学びも必要である。授業の一環では、実地として、高齢者施設や障害者施設での交流から共生社会の在り方を学んでほしい。福祉の社会に入った入材だけが福祉の現場を通じて、共生社会や障害者差別だけを学び取っていくことは難しい。学齢期における学習時期から、年齢を問わず・障害も問わずに支え合う社会づくりを学び成長してほしい。

・報道機関の活用（TVなど）・TV、新聞社、雑誌社等に大きく取り上げてもらう  
・メディア（テレビ・新聞など）でもどのようなものなのか取り上げてもらう。  
・学校教育教材で作成したのなら、それはわかりやすいと思うので、それを家庭や会社などにも配布する。  
・メディアでの拡散・各役所等に資料を配置・障がい者施設等へ情報提示  
・メディアを使った活動や、具体的な事柄を仮想体験できる様な研修の機会を多く設ける。  
・学校教育の中で、高等養護学校、特別支援学校だけでの情報提供ではなく、義務教育を含めての【学校】の中で、【総合】の枠で取り上げて、小学生レベルからの周知が必要と思われる  
・【高次脳機能障害】【発達障害】などの特別な障害に対しての研修会は多く行われているが、【差別解消法】の研修会は、それほど多く実施されていないので、各行政で定期的な実施が必要と思われる  
・現在、注目されている【虐待】などに関する研修会も実施されているので、そり中で、【差別解消法】も話題に盛り込んでいかないと、忘れられる【法律】になっていくと思われる  
・啓発活動 障がいがあるから不憫なので特別な配慮がなんだという視点ではなくて、いかなる人も普通の暮らしを営むためには、支えあいや配慮が必要という視点で合理的配慮という考え方があるということが広まっていくことが望ましい。